

浜松市と静岡ブルーレヴズ株式会社とのスポーツを通じた 地域活性化に関するパートナー協定書

浜松市（以下「甲」という。）と静岡ブルーレヴズ株式会社（以下「乙」という。）は、浜松市のスポーツを通じた地域活性化に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をするることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もってスポーツを通じた地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) ラグビーなどを通じたスポーツの振興に関すること。
- (2) 青少年育成に関すること。
- (3) 地域振興に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、スポーツを通じた地域活性化に資するものであって、双方が必要と認めること。

2 甲及び乙は、本協定の推進に向けた窓口をそれぞれ設置するものとする。

3 乙は第1項各号に定める事項の一部を乙のグループ会社及び代理店等を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、乙による乙のグループ会社及び代理店等に対する秘密事項の開示又は漏洩にも適用する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の中出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（合意管轄）

第5条 本協定又は本協定に関連して生じた一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月25日

（甲）浜松市長

（乙）静岡ブルーレヴズ株式会社

鈴木康友

山谷拓志